

冷蔵倉庫荷役料率表

1. 適用規程

- (1) この料率は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取り卸されてから、荷捌場にて引き渡されるまでの作業に適用するものとする。
- (2) 普通荷役料率は、庫入又は庫出料率とする。
- (3) 普通荷役率は、貨物の体積又は重量による各算出額のうちいずれが大なる方による。

貨物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。

貨物の重量は、風袋込皆掛重量とする。

- (4) 寄託者の要求によって検品、改装、見本摘出、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、その他の作業をした場合の費用は、委託者の負担とする。

(5) 料金の計算方法

1. 割増が重複する場合は、各割増率を合算して本表料率に乘じ計算する
2. 1口の貨物が少量の場合には、1個 25dm³ 又は 10 kg未満のものは、それぞれ 25dm³ 又は 10 kgとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りではない。
3. 1個（ばら貨物除く）当りの料金に 10 銭未満の端数があるときは、その端数金額を 10 銭として計算する。
4. 請求各口につき 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を 10 円として計算する。

- (6) 1回の庫入又は庫出料金が 600 円に満たないときは、600 円とする。

2. 料率表

(1) 普通荷役料率（荷造物）

種 別	単 位	料 率		
		甲地区		
F 級室 (-20℃以下) に対する荷役	10kg に付	32 円 60 銭		
	10d m ³ に付	13 円 10 銭		
C 級室 (10℃以下-20℃未満) に対する荷役	10kg に付	27 円 70 銭		
	10d m ³ に付	11 円 10 銭		

(2) 特殊荷役料率

はい替	普通荷役料率の 7 割
検量	同 3 割
仮置	同 3 割
入庫時仕訳及び出庫時品揃え (1 荷口)	
(イ) 4 種類まで	普通荷役料率の 3 割
(ロ) 5 種類以上 9 種類まで	同 5 割
(ハ) 10 種類以上次の 10 種類ごとまでと(ロ)の料率に 1 割を加算する。	
倉移し	庫入及び庫出料率の計算額

3. 割増規定及び割引規程

- (1) 1 荷口 1 屯未満又は 2.5 m³の小口貨物については、本表料率の 5 割増とする。但し、1 屯又は 2.5 m³に相当する料金を超えることは出来ない。
- (2) かさ高、ばら貨物、荷造不完全貨物等荷役困難なもの、又は高価品、汚染品、破損し易きもの、その他取扱上特に手数を要するものの荷役については、本表料率の 10 割以内の割増をつける。
- (3) 寄託者の要求による強行荷役は、本表料率の 5 割以内の割増をつける。
- (4) 営業時間外 (休日等を含む) 及び 17 時から 21 時 30 分までの荷役は本表料率の 6 割増とし、21 時 30 分から翌日の 5 時までは 10 割増とする。
- (5) 保税地域蔵置貨物 (国内貨物として庫入された貨物を除く) は、本表料率の 1 割増とする。
- (6) 摂氏零下 40 度以下の室に対する荷役は、本表料率の 5 割増とする。
- (7) 1 荷口 500 屯以上の場合は、当該貨物全量につき、本表料率の 5% 割引とする。

4. その他料金

- (1) 寄託者の要求により重量読取りを行った場合は、その料金は普通荷役料率の 3 割とする。
- (2) 寄託者の要求により分割出庫した場合は、その手数料は 2 回目以降 1 回につき 100 円とする。
- (3) その他寄託者の要求により特別の作業等を行った場合は、別に料金を徴収する。

5. 消費税の加算

1 から 4 までによって計算した料金の総額に対して消費税（地方消費税を含む）相当額を別途加算するものとする。ただし保税蔵置場に蔵置中の輸出貨物に係る料金については、この限りではない。

加算に当っては、1(5)4 にかかわらず、上記により計算された金額に 1 円未満の端数があるときは、1 円単位に四捨五入するものとする。

6. 適用地区

	地区名
甲	神戸市